

# 業務仕様書

## 第1 業務名

「もりおかの食と農バリューアップ推進戦略」改定に係る調査及び分析業務

## 第2 業務の目的

「もりおかの食と農バリューアップ推進戦略」（以下「推進戦略」という。）の改定にあたり、「盛岡の食と農」に関する現状を調査・分析し、ターゲットを再設定すること及びプロモーション方針を策定することを業務の目的とする。

なお、推進戦略の概要については別添資料を参照すること。

## 第3 契約上限金額

3,740,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

## 第4 履行期間

契約締結の日から令和6年11月30日まで

## 第5 委託業務内容

盛岡の食と農のイメージ定着を図るキャッチフレーズ「美食王国もりおか」と、その特産食材の一つで主力となる「盛岡りんご」を市外に向けて展開することを念頭に、下記の業務を実施する。

なお、「美食王国もりおか」と「盛岡りんご」の概要については別添資料を参照すること。

### 1 食と農に関する盛岡市の強みの分析

食文化などの観点から盛岡市の強みを分析し、訴求すべき魅力を明らかにする。

#### (1) 調査・分析内容

「美食王国もりおか」と、その特産食材の一つである「盛岡りんご」を市外に展開することを念頭に、下記について調査・分析する。

ア 消費者目線での盛岡市の強みを調査する。

イ 生産者・事業者目線での盛岡市の強みを調査する。

ウ 他都市の事例と比較し、訴求すべき盛岡市の魅力を分析する。

#### (2) 調査方法

企画提案による。

なお、上記(1)イについては、ワークショップ形式などにより、関係者の意見を求めるこ

と。

## 2 社会のニーズ及びトレンドの調査

食の観点から、社会のニーズやトレンドを調査し、下記それぞれのテーマについてターゲットの候補となる層を特定する。

### (1) テーマ

- ・「美食王国もりおか」の浸透・定着
- ・特産食材の一つである「盛岡りんご」の販路開拓・消費拡大

### (2) 調査・分析内容

それぞれのテーマについて、下記の調査・分析を行う。

- ア 社会のニーズやトレンドを調査する。
- イ 調査内容を基にターゲットの候補となる層を特定する。
- ウ ターゲットの候補となる層のニーズを調査・分析し、効果的な訴求方法を決定する。
- エ 競合地域の動向を調査し対策を検討する。

### (3) 調査方法

企画提案による。

## 3 ターゲットの再設定及びブランディング戦略の作成

調査・分析した「盛岡市の強み」と「社会のニーズ」を基に、下記それぞれのテーマについてメインターゲットを設定し、ブランディング戦略を策定する。

### (1) テーマ

- ・「美食王国もりおか」の浸透・定着
- ・特産食材の一つである「盛岡りんご」の販路開拓・消費拡大

### (2) 内容

それぞれのテーマについて、下記を実施する。

- ア メインターゲットを設定する。
- イ メインターゲットを踏まえてブランディング戦略を作成する。

なお、ここでのブランディング戦略とは、食と農に関する盛岡市の強みを消費者や事業者に伝えるためのものとし、少なくとも下記の4項目を含むこと。また、必要に応じて項目を追加し、提案すること。

- ・メインターゲット
- ・効果的な訴求方法
- ・訴求すべき特徴
- ・他自治体と比較した際の優位性

### (3) 実施方法

企画提案による。

#### 4 プロモーション施策の提案

策定したブランディング戦略を基に、次年度以降の事業展開に向け、認知からファン化に至るためのプロモーション施策の方針を提案すること。

##### (1) テーマ

- ・「美食王国もりおか」の浸透・定着
- ・特産食材の一つである「盛岡りんご」の販路開拓・消費拡大

##### (2) 内容

それぞれのテーマについて、認知・興味の段階から購買や継続購入、ファン化に至るためのプロモーション施策を提案する。

#### 5 戦略改定に係るアドバイス

ブランディング戦略やプロモーション施策を基に、推進戦略の改定を盛岡市が行うが、その際、戦略体系の検討や指標の設定などについて適宜アドバイスを行う。

#### 6 その他

##### (1) 定例報告

委託業務を円滑に実施するため、毎月1回程度、発注者と定例会議を行い、業務の進捗報告を行うこと。ただし、特に業務上支障がないと発注者が認める場合は、書面での定例報告を行うこととする。また、発注者が求めるとき又は業務上の必要があるときは、定例会議によらず業務報告を行うこと。

##### (2) 実施スケジュール

上記1から5までの業務に係る実施スケジュールは、別添資料に示したものを基本とする。

##### (3) 追加提案等

本業務の目的に沿っており、かつ、事業成果の向上に資するものであれば、予算の範囲内において、上記1から5までに記載された項目以外の追加提案又は代替提案を認めるものとする。

#### 第6 再委託等の制限

- 1 受注者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- 2 受注者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する受注者の管理方法等、必要事項を発注者に文書で報告し、承認を得なければならない。
- 3 再委託先の選定、管理等に当たっては、法令遵守を徹底すること。

#### 第7 要望等の処理

- 1 受注者は、要望、意見及び苦情等（以下、「要望等」という。）を受け付けたときは、その内容及び対応状況について、すみやかに、発注者に報告すること。
- 2 発注者は、前項により受注者が受け付けた要望等及び発注者が直接受け付けた要望等の内容及び対応状況について、必要に応じて広く市民に公表するものとする。

## 第8 権利の帰属

本業務により受注者が制作したデータやイラスト等の意匠権及び全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）は、発注者に帰属するものとし、著作者人格権に基づく権利行使を行わないこととする。

## 第9 その他

- 1 委託業務の実施に当たって、第三者が所有するイラスト、写真等を使用する場合は、受注者の責任において著作権処理等を行うものとする。
- 2 委託業務において必要となる発注者が所有する資料等については、無償で受注者に貸与するものとする。受注者は、発注者から貸与された資料等の取扱いについて、善良な管理者としての注意を払わなければならない。また、業務が終了したとき又は合理的な理由により発注者が返却を求めたときには、貸与された資料等を速やかに発注者に返却することとする。
- 3 本バリューアップ推進事業に係る他の委託業務の受注者との連携を密にし、事業成果の相乗効果を高めるように努めなければならない。
- 4 委託業務の実施に当たっては、契約時に定める現場責任者（管理者）が、責任を持って指示及び管理・運営を行うものとする。
- 5 この仕様書に定めるもののほか、業務の実施に必要な事項は、発注者と受注者が協議して決定する。

## 第10 成果品

- 1 事業実績報告書（中間報告／最終報告） 各1部
- 2 業務において収集する参加者等アンケート等の集計結果報告書 1部
- 3 その他本市が必要と判断した資料等
- 4 上記の電子データ 一式

データ形式は、原則として、PDF、マイクロソフト社のワード、エクセル及びパワーポイント等で、発注者が利用可能なものとする。これらによることが難しい場合は、別途発注者と協議すること。